

事業計画書

平成 28 年度

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

一般財団法人 青少年国際交流推進センター

平成 28 年度事業計画書

1 青少年国際交流事業の企画、実施及び協力

(1) 青少年国際交流スタディツアー

地域での国際交流活動に関心と意欲のある青少年を内閣府の青年国際交流事業既参加青年の組織のある国に派遣し、ボランティア活動への取組や訪問国青年の案内による視察、調査等を行う。

年 1 回 9 日間、参加人数 20 人程度

(2) 国際交流リーダー養成セミナー

国際理解の促進を図るため、国際交流に携わる指導者の養成を行う。

年 1 回 東京で開催、参加人数 20 人程度

(3) 国際理解教育支援プログラムの実施

内閣府の実施する青年国際交流事業に参加した在日外国青年等を、国際理解教育に資するため、日本の学校に派遣する。

年 6 回 派遣人数 各 3 人程度

2 内閣府と共催する青年国際交流事業

(1) 国際青年交流会議

内閣府主催の「国際青年育成交流」事業の中で、基調講演・テーマに基づいた視察やディスカッションプログラム等を共催で行う。

年 1 回 東京で開催、参加人数 160 人程度

(2) 日本・ASEAN ユースリーダーズサミット

内閣府主催の「東南アジア青年の船」事業の中で、日本と ASEAN 諸国を結ぶネットワークづくりに参加する機会を提供することを目的として共催で行う。

年 1 回 東京で開催、参加人数 500 人程度

3 内閣府等の実施する青年国際交流事業への協力

(1) 内閣府等の実施する青年国際交流事業への協力

(2) その他の国際交流事業への協力

4 青少年国際交流に関する啓発及び研修

(1) 青少年国際交流全国フォーラム

全国各地域で国際交流に携わる指導者及び青年を対象に、有識者の講演、青少年国際交流活動に関する事例発表・討論等を行う。

年1回 新潟県で開催、参加人数 300人程度

(2) 団体会員のブロック大会（青少年国際交流を考える集い）

全国8ブロックで開催。平成28年度は次の各県で開催する。

北海道・東北ブロック・・・秋田県 関東ブロック・・・埼玉県

北信越ブロック・・・新潟県(※) 東海ブロック・・・静岡県

近畿ブロック・・・兵庫県 中国ブロック・・・島根県

四国ブロック・・・徳島県 九州ブロック・・・福岡県

※青少年国際交流全国フォーラムと同時開催

(3) 青年国際交流事業報告会

国際交流に関心のある青年を対象に、青年国際交流事業参加者による報告会を行い、国際交流事業への参加を促す。

年3回 東京で開催、参加人数 各250人程度

(4) 推進委員会議

当センターの幹事推進委員及び都道府県団体会員の都道府県推進委員の出席のもと、会議を行う。

年2回

5 青少年国際交流に関する出版物の刊行及び広報活動等

(1) 機関誌の刊行

全国の地域や職域及び海外において行われている青少年国際交流活動の紹介などを中心とした情報誌「MACROCOSM(マクロコズム)」を発行し、都道府県を中心とする関係機関及び一般に配布する。

季刊 15,000部 1回 2,500部 3回

(2) 年報の刊行

全国の地域や職域及び海外において行われている青少年国際交流活動の実施状況など、青少年国際交流に関する情報や資料を収集、整理した年報を作成し、国際交流実施団体等に配布するとともに、政府刊行物センター等において販売する。

年1回発行 1,300部

(3) ホームページによる国際交流活動に関する情報提供

① 情報誌「MACROCOSM(マクロコズム)」のホームページ上での公開

② 当センターの概要及び事業案内、各種募集案内等の公開

(4) その他

青少年国際交流事業に関連する各種資料を作成し、都道府県を中心とする関係機関に配布する。

6 青少年国際交流に関する情報収集及び調査研究

(1) 青少年国際交流事業に関する情報収集

① 青少年国際交流情報ネットワークの整備

内外の青少年国際交流関係者に関する情報を収集し、ネットワークを整備する。

② 海外における国際交流活動に関する情報収集

関係各国に職員等を派遣し、国際交流に関する情報を収集する。

(2) 青少年国際交流に関する調査研究

7 青少年国際交流に関する支援・コンサルティング等

(1) 国際交流活動の推進

全国各地域で行われる青少年の国際交流活動を推進する。

(2) 活動奨励金の交付

国際交流活動の一層の活性化を図るため、都道府県団体会員に対し、活動奨励金を交付する。

(3) 青少年国際交流コンサルティング

青少年国際交流事業の実施を希望する団体を対象に、青少年国際交流事業の企画、実施に関する相談に応ずる。

(4) 国際ボランティア等に関する情報提供

依頼に応じて国際協力、国際貢献に関心のある青少年に対し、国際協力、国際貢献を行う活動団体、活動内容等を紹介する。